

学校体育施設 利用の手引き



令和8年度（2026年度）版
東海市教育委員会スポーツ課

目 次

(ページ)

● 1	学校体育施設のスポーツ開放について	…… 1 ～ 2
● 2	団体登録について	…… 3
● 3	施設利用について	…… 4
● 4	利用申込方法について	…… 5 ～ 7
● 5	利用停止・登録の取消	…… 8
● 6	警報発表等の対応	…… 8
● 7	物損事故及び賠償責任	…… 8
● 8	夏季の利用について	…… 8 ～ 9
● 9	人身事故及び賠償責任	…… 9
● 10	学校体育施設利用上の注意	…… 10
● 11	空調使用について（中学校体育館）	…… 11 ～ 13
● 12	各申請・問合せ先	…… 14
●	学校体育施設利用の流れ＜体育館・武道場＞	…… 15
●	様式第 1 号（登録申込書）	…… 16 ～ 17
●	様式第 2 号（登録証）	…… 18
●	様式第 3 号（申請書・承諾書）	…… 19
●	様式第 4 号（取消申請書）	…… 20
●	様式第 5 号（変更申請書）	…… 21
●	様式第 6 号（利用日誌）	…… 22
●	様式第 7 号（施設設備破損届）	…… 23
●	様式第 8 号（利用者事故発生状況報告書）	…… 24

1 学校体育施設のスポーツ開放について

学校体育施設のスポーツ開放とは、教育委員会に登録された利用団体が東海市立学校体育施設（市内18小中学校）をスポーツ利用できる制度です。

これは、東海市立学校管理規則第27条に定められる「東海市立学校体育施設のスポーツ開放に関する規則」に基づき、実施されています。

(1) 利用対象・必須事項

東海市在住・在勤・在学者を10人以上含み、かつ、当該団体に責任者として成人が含まれ、年間を通じて活動するアマチュアスポーツ団体（営利目的の場合は不可）が利用対象となります。

合わせて東海市学校体育施設スポーツ開放専用メルマガに**必ず登録**し、団体内にスポーツ課からの連絡事項を周知できる者がいることが必要となります。

[メルマガ登録フォームはこちら→](#)



(2) 開放日・時間等について

年末年始（12月29日～1月3日）を除く、以下の日時を開放しています。
夏休み期間等の長期休暇であっても変わりません。

なお、開放時間は、学校の都合や季節により異なる場合があります。

		月～金	土・日・祝
体 育 館 武 道 場	小 学 校	18時～21時	9時～21時
	中 学 校	18時～21時	
運 動 場	小 学 校	—	7時～17時※
夜間照明	中 学 校	18時～21時	

※小学校の運動場の時間区分は、1枠2時間です。

（7時～9時、9時～11時、11時～13時、13時～15時、15時～17時）

(3) 使用料について

施 設	料 金
体 育 館	半面につき 120 円／時
空調（体育館）	半面につき 330 円／時
武 道 場	100 円／時
運動場（小学校）	無料
夜間照明（中学校）	最初の1時間 2,290 円 以後 30 分までごとに 1,140 円

(4) 各施設利用制限

① 体育館・武道場

- ・小学校の体育館にあるバスケットボールゴールは、ミニバスケットボール用（加木屋小学校・加木屋南小学校については高さ調整可能）
- ・中学校卒業以上の方のサッカー（フットサル）は不可
- ・空調設備は6月～9月の夏季期間の体育館のみ使用可能

② 運動場（小学校）

- ・中学生以上の軟式野球は不可
- ・小学校の運動場にあるサッカーゴールは少年サッカー用

③ 学校運動場夜間照明施設（中学校）（以下「夜間照明」という。）

- ・中学校卒業以上の方の軟式野球は不可
- ・使用可能学校は、横須賀中学校とする。

※その他学校毎に制限がある場合があります。



2 団体登録について

学校体育施設を利用しようとする団体は、指定の手続きにより予め利用登録をし、責任者は教育委員会及びスポーツ推進委員から登録証の提示を要求された場合には、提示できるよう登録証を常に携帯してください。

(1) 登録の流れ

- (ア) 利用登録申込書【様式第1号】を提出（HPに掲載）
- (イ) 審査及び申込団体数に応じて利用枠を調整
- (ウ) 3月に実施する利用調整会議にて「登録証」「施設の鍵」を配布

※令和8年度の「体育館・武道場」の利用調整会議は2月27日（金）

(2) 登録の制限

- (ア) 体育館
1団体につき1校1枠（週に1日・半面）
- (イ) 運動場（小学校）
1団体につき1校
- (ウ) その他

競技の特性等により教育委員会が認めた場合に限り、全面登録を認めます。

(3) 登録証の有効期限

当該年度の4月1日（年度途中の登録の場合は交付の日）から3月31日まで。

(4) 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合、スポーツ課に登録証を持参し、変更申請をしてください。

(5) 年度途中の登録について

年度の途中（4～9月）に登録した団体は、当該半期の間については4(1)(ウ)と同じ追加申込扱いとし、次期の調整会議の際に登録枠での予約申込とします。

3 施設利用について

(1) 利用の流れについて

- (ア) 貸出している鍵を使って施設を開錠して利用

鍵は、利用登録団体が責任を持って管理してください。

※ 鍵の複製は絶対にしないでください。

※ 万が一、鍵を紛失した場合は、紛失した利用登録団体で、学校の鍵の取替工事費及び利用登録団体数分の鍵の作成費を負担していただきます。

- (イ) 体育館の倉庫にある道具を使用する。道具を持ち込んだ場合は、必ずその日に持ち帰ること

- (ウ) 利用後、利用日誌 QR を読み取り、入力（P22 のとおり）、戸締り、消灯を確認して退出（QR 表は各学校に設置しています。）

(2) 施設利用の優先順位について

学校教育・地域行事等に支障のない範囲で一般に開放するため、利用の優先順位を次によるものとします。優先順位に沿うため、たとえ予約後であっても利用できない場合があります。（その場合は、都度メルマガにて団体へ連絡します。）

優先順位

- ① 学校主催行事（PTA行事、全校区的な子ども会行事等を含む。）
- ② 市・教育委員会主催行事
（投票所設置、消防署・消防団・東海市スポーツ推進委員会の利用等）
- ③ コミュニティ、町内会、自治会主催行事等
- ④ スポーツクラブ東海主催行事
- ❶ 学校体育施設利用登録団体の利用
- ⑥ その他

※ 万が一、当日、優先順位の高い他行事と重複してしまった場合は、速やかに学校開放団体は退出し、スポーツ課へ連絡してください。場合によっては返金又は振替の対応をします。

4 利用申請方法について

(1) 体育館・武道場利用団体

上半期（４～９月）と下半期（１０～３月）に分けて半年毎に登録枠の利用申請を行います。

体育館及び武道場の利用登録団体責任者は、３月と９月に実施する利用調整会議に必ず出席してください。（９月の調整会議は紙面での予定をしています。）

利用調整会議終了後、利用予定の一覧表を作成し、学校へ送付します。

(ア) 利用調整会議

当該学校の利用日の調整、登録証配布及び鍵の確認、新規登録団体への利用確認及び学校、教育委員会との連絡等を行います。

利用調整会議における利用申請は、以下のとおり６ヶ月ごとに行います。

- ・３月の利用調整会議…４月～９月利用分
- ・９月の利用調整会議…１０月～翌年３月利用分

利用調整会議における利用申請は、登録された利用枠の中での申込みです。

なお、本会議に欠席をされた場合、翌２カ月間の利用が不可となり、その後も追加利用の申込み（下記（ウ））の扱いなどの措置となります。（他団体による代理出席・代筆は認めません。）

(イ) 利用の許可及び使用料の支払方法

利用調整会議終了後、利用登録団体責任者へ利用承諾書と納入通知書を郵送します。お支払いは、納入通知書を市指定金融機関の窓口までお持ちいただき、納期限までに使用料を納めてください。ＡＴＭでの振込みはできません。

※市指定金融機関はネットにて「東海市 取扱金融機関」でお調べください。

ただし、「ゆうちょ銀行（郵便局）」を除きます。

※右のＱＲからもアクセスできます。



(ウ) 追加の利用申請（登録された利用日以外の利用申込み）

登録学校の内で、利用予定に空きがあれば、登録された利用枠以外でも追加申請をすることができます。

以下の追加申請期間中に、スポーツ課窓口にて所定の手続きをしてください。

<追加申請期間>

	申請開始日	申請期限
4・5月分	3月の利用調整会議及び整理期間後	利用予定日の <u>3営業日前</u>
6・7月分	5月1日（金）	
8・9月分	7月1日（水）	
10・11月分	9月の利用調整会議整理期間後	
12・1月分	11月2日（月）	
2・3月分	1月4日（月）	

(エ) 追加申請・取消・変更方法について

利用調整会議後に追加申請をしたい場合や、予約完了後に取消または時間の変更をしたい場合には、以下のとおり申請をしてください。

※電話での受付はできません。

① **追加申請（窓口のみ）**

利用日の3営業日前までに、利用申請書【様式第3号】と使用料をスポーツ課窓口へ提出・お支払いください。お支払いは現金のみの対応となります。

② **取消申請**

利用日の3営業日前までに、利用取消申請書【様式第4号】を窓口、メール又はFAXでスポーツ課へ提出してください。原則、口座振替にて還付します。

【申請例】

利用日が4月4日（土）の場合…4月1日（水）までに提出

利用日が1月5日（火）の場合…12月25日（金）までに提出

（年内営業最終日：12月28日（月））

③ **変更申請**

料金が変わらない変更（同じ利用時間）をしたい場合、利用日の3営業日前までに、利用変更申請書【様式第5号】を窓口、メール又はFAXでスポーツ課へ提出してください。

※追加料金が発生する場合は窓口までお越しください。

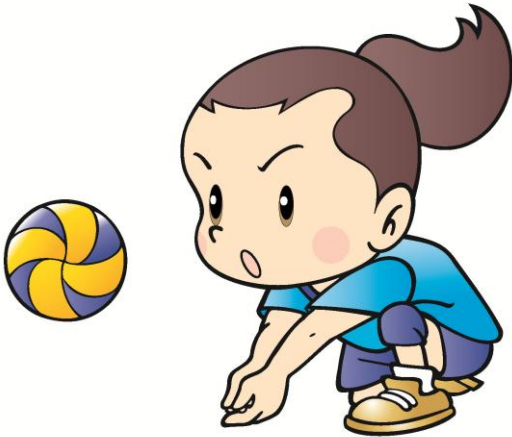
※変更先の日程に空きが無い場合は変更できませんので、予め電話等でお問合せください。

(2) 運動場（小学校）

- (ア) 利用申請は、3月に開催する利用調整会議にて1年分を行います。
ただし、原則、1団体あたり1日につき3枠(6時間)※1枠2時間までです。
- (イ) 内容を審査・確認の上、利用承諾書を利用団体に交付します。
- (ウ) 利用調整会議終了後、利用予定一覧を作成し、学校へ送付します。
- (エ) 予約の追加、変更、取消については、4(1)(エ)と同様です。

(3) 運動場夜間照明施設（中学校）

- (ア) 利用日の6ヶ月前から3営業日前までに、利用申請書【様式第3号】と使用料をスポーツ課窓口へ提出・お支払いください。
- (イ) 内容を審査・確認の上、利用承諾書を利用団体に交付します。
- (ウ) 予約の追加、変更、取消については、4(1)(エ)と同様です。
ただし、雨天での中止の場合は、当日であっても還付または変更の対象とします。中止の判断をされた場合は、翌日までに利用取消申請書【様式第4号】をご提出ください。



5 利用停止・登録の取消

教育委員会は、利用登録団体が次のいずれかに該当した場合、利用停止、または利用登録を取り消すことがあります。

- (1) 公の秩序、善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 虚偽の申請に基づいて登録をした事実が発覚したとき
- (3) 登録された利用目的及び種目以外で施設を利用したとき
- (4) 納期限内に使用料を納めなかったとき
- (5) 上半期の自己都合での利用取消が30%以上の場合
- (6) その他、利用登録団体として不適格と認められたとき（「10 学校体育施設利用上の注意」に著しく反したとき。）。

6 警報発表時の対応

- (1) 利用登録団体責任者は気象情報等をよく確認し、以下の警報が発表されている場合は利用を中止してください。
 - (ア) 暴風警報又は暴風雪警報
 - (イ) ○○特別警報（大雨特別警報、大雪特別警報などのレベル5各種特別警報）
 - (ウ) ○○危険警報（大雨危険警報、氾濫危険警報などのレベル4各種危険警報）
 - (エ) 校区内にレベル3各種警報で「高齢者等避難」を市が発令した場合（レベル3：氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報）
 - (オ) 震度5弱以上・津波警報・津波特別警報上記の理由で利用取消申請書【様式第4号】を提出した場合は利用取消の期限（利用日の3営業日前）に関わらず、使用料を返金いたします。
- (2) 上記警報の解除1時間後から利用することができます。

7 物損事故及び賠償責任

利用登録団体は、故意、又は過失により開放校の施設、設備、道具を破損した場合は、直ちに当該学校及びスポーツ課に連絡し、施設設備破損届【様式第7号】を教育委員会に提出するとともに、速やかに原形復旧の措置を講じてください。原則、費用は、利用登録団体の負担となります。

また、持ち込まれた道具の破損等については、如何なる理由であっても、学校、教育委員会は、一切の責任を負いかねますので御了承ください。

8 夏季の利用について

【武道場利用団体】

利用日当日武道場の暑さ指数（WBGT）が28以上であり、当日判断で利用しなかった場合は、翌日にその理由を記載の上、利用取消申請書【様式第4号】を

窓口、メール又は FAX でスポーツ課に提出があれば、使用料を返金いたします。

【運動場利用団体】

・熱中症特別警戒アラート（WBGT（暑さ指数）31 以上）が発表された場合、**指導者等の判断により、時間の短縮・活動の中止を含めた適切な対応**をお願いします。

※東海市立学校における熱中症予防に向けたガイドラインでは、熱中症警戒アラート（WBGT33 以上）、発表された場合は、体育などの運動は原則中止としています。

暑さ指数（WBGT）が 28～31 未満であっても熱中症の危険性が高いため、十分留意の上、運動等行ってください。また、状況に応じて水分や塩分を補給し、10～20 分おきに休憩を取るなど、休息の頻度を高めるとともに、活動時間を短縮するなど、安全に配慮した対応を行ってください。

9 人身事故及び賠償責任

利用登録団体は、人身事故が発生した場合は、直ちに適切な処置を取ってください。その後、スポーツ課に利用者事故発生状況報告書【様式第 8 号】を提出してください。

ただし、利用中に発生した人身事故等については、学校、教育委員会は、一切の責任を負いかねますので御了承ください。（各自でスポーツ保険等に参加してください。）

1 0 学校体育施設利用上の注意

<利用登録団体責任者の方へ>

- 1 登録した団体は、学校体育施設スポーツ開放のルールに同意したものとみなします。
- 2 施設の利用については、当該学校、教育委員会及びスポーツ推進委員の指示に従ってください。
- 3 利用登録団体の構成員以外の方は利用できません。
- 4 施設、設備を汚損、損傷等した場合は、当該学校及びスポーツ課に連絡してください。防犯上及び安全上問題が生じる等緊急を伴う場合で、学校職員が誰もいない場合は、市役所宿直へ連絡してください。
- 5 学校行事や施設の点検、荒天等で急遽利用を中止していただく場合があります。

<利用者の皆様へ>

- 6 利用後に片付け、清掃（トイレ含む）、消灯等の点検を行ってください。
- 7 ゴミは、必ずお持ち帰りください。学校のゴミ箱等に捨てないでください。
- 8 利用時間を厳守してください。利用時間には、準備や片付けの時間を含みます。
- 9 近隣住民の迷惑となりますので、自動車のアイドリング、音響、駐車場等での会話は慎み、利用時間終了後は速やかに学校の敷地から退出してください。
- 10 学校敷地内は全面禁煙ですので、学校の敷地内での喫煙は絶対におやめください（電気加熱式たばこを含む）。
- 11 学校の敷地内で飲酒をしないでください。また、酒気を帯びた状態で学校の敷地に立ち入らないでください。
- 12 芝生や花壇等、開放施設以外の施設に立ち入らないでください。
- 13 開放設備以外の設備や物品を使用しないでください。
- 14 自動車又は自転車の乗り入れ及び駐車・駐輪は、所定の場所にしてください。
- 15 授業や学校行事等、学校での使用機会がない備品については、劣化や破損があった場合でも購入・修繕が難しい場合があります。
- 16 その他、マナーを守って御利用ください。

1 1 空調使用について（体育館）

1 使用料について

学校	施設	料金
市内全学校	体育館	半面につき 330 円／時

※これは東海市立学校設置条例に基づく料金です。

2 運用方法について

- (1) 空調は夏季（6～9月）の期間のみ使用できます。
- (2) 施設予約時に空調使用料も合わせて料金を徴収します。（追加申請も同様）
 ※そのため、6～9月の使用料は、半面につき450円／時となります。
- (3) 当日判断で空調を使用しなかった場合は、空調料金を還付します。
- (4) 空調の未使用時間が1時間以上あった場合は、当日にロゴフォームにて使用時間の報告をして下さい。その報告をもとに還付計算を行います。
- (5) 還付金については、6～9月分をまとめて清算いたします。翌年4月頃に登録口座へ振り込みをします。
- (6) 空調のみの予約はできません。

※施設予約は半面だが全面空調を使用したい。→これはできません。

パターン	空調使用時間	ロゴフォーム報告	料金
A	「施設予約時間＝空調使用時間」	不要	還付なし
B	施設予約時間 「19:00～21:00」 空調使用時間 「19:00～20:15」等 未使用時間が1時間未満の場合	不要	還付なし
C	空調を使用しなかった	必要	全額還付
D	施設予約時間 「19:00～21:00」 空調使用時間 「19:00～20:00」	必要	1時間分還付
E	施設予約時間 「18:00～21:00」 空調使用時間 「18:30～19:30」	必要	2時間分還付



← 空調の未使用時間報告用QR

こちらを読み取ってください。（学校にも設置してあります。）

3 その他

空調を使用したい団体と使用したくない団体（競技性で風があると困るなど）が一緒になった場合は、どのように使用するか当日話し合いをして決めてください。

【小学校】空調マニュアル

- ①空調リモコン盤横にある鍵ケースから鍵を取り出します。
暗証番号は登録されているメルマガにてお伝えします。



- ② リモコン盤の鍵を開けスイッチを入れます。
1つのスイッチにつき空調機1台が稼働します。
該当部分の電源だけつけるようにしてください（片面利用の場合は片面分のみ）。
片面利用の数について：6台の学校は4台分使用してください。
※リモコン盤の中に、位置案内の平面図が貼ってあります。
鍵は持ち運ばず必ずケースに戻しロックをかけてから使用してください。



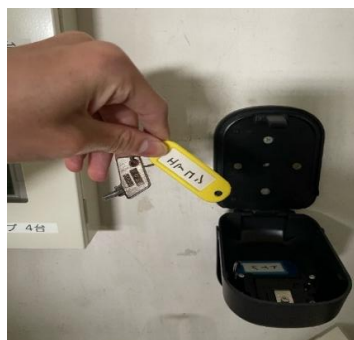
- ③ 風量設定が弱・中・強とあり、風量設定が弱の場合のみ、下のつまみで、風圧設定を調整することができますので、ご注意ください。



- ④ 使用後
未使用時間がある場合はログフォームで使用時間の報告をしてください。
(報告用 QR はリモコン盤近辺に設置予定)
必ず電源をオフにしてから退館してください。
電源スイッチの鍵をかけ、ケースに鍵をしまい、必ずロックをかけてください。

【中学校】 空調マニュアル

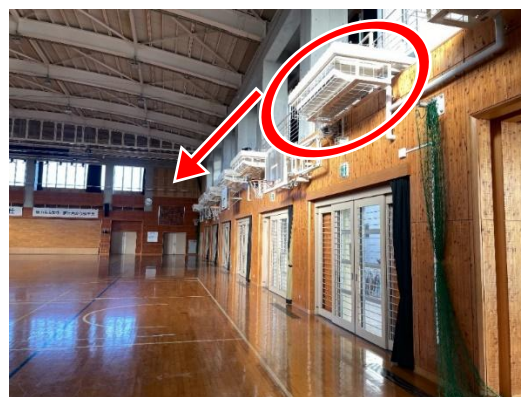
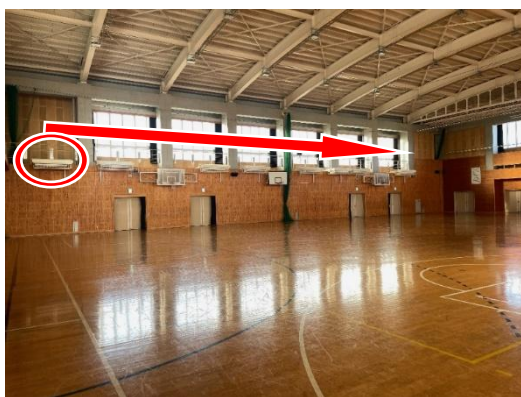
- ① 入口付近もしくは舞台袖にある鍵ケースから鍵を取り出します。
暗証番号は登録されているメルマガにてお伝えします。



- ② 電源スイッチの鍵を開けスイッチを入れます。
該当部分の電源だけつけるようにしてください（半面利用の場合は半面分のみ）。
1つのスイッチにつき空調機4台が稼働します。
鍵は持ち運ばす必ずケースに戻しロックをかけてから体育館を使用してください。



- ③ 全部で空調機が16台あります。



- ④ 使用後
未使用時間がある場合はログフォームで報告をしてください。
必ず電源をオフにしてから退館してください。
電源スイッチの鍵をかけ、ケースに鍵をしまい、必ずロックをかけてください。

1 2 各申請・問合せ先

東海市教育委員会 スポーツ課

電話 : 052-613-7839 または 0562-38-6429

FAX : 052-604-9290

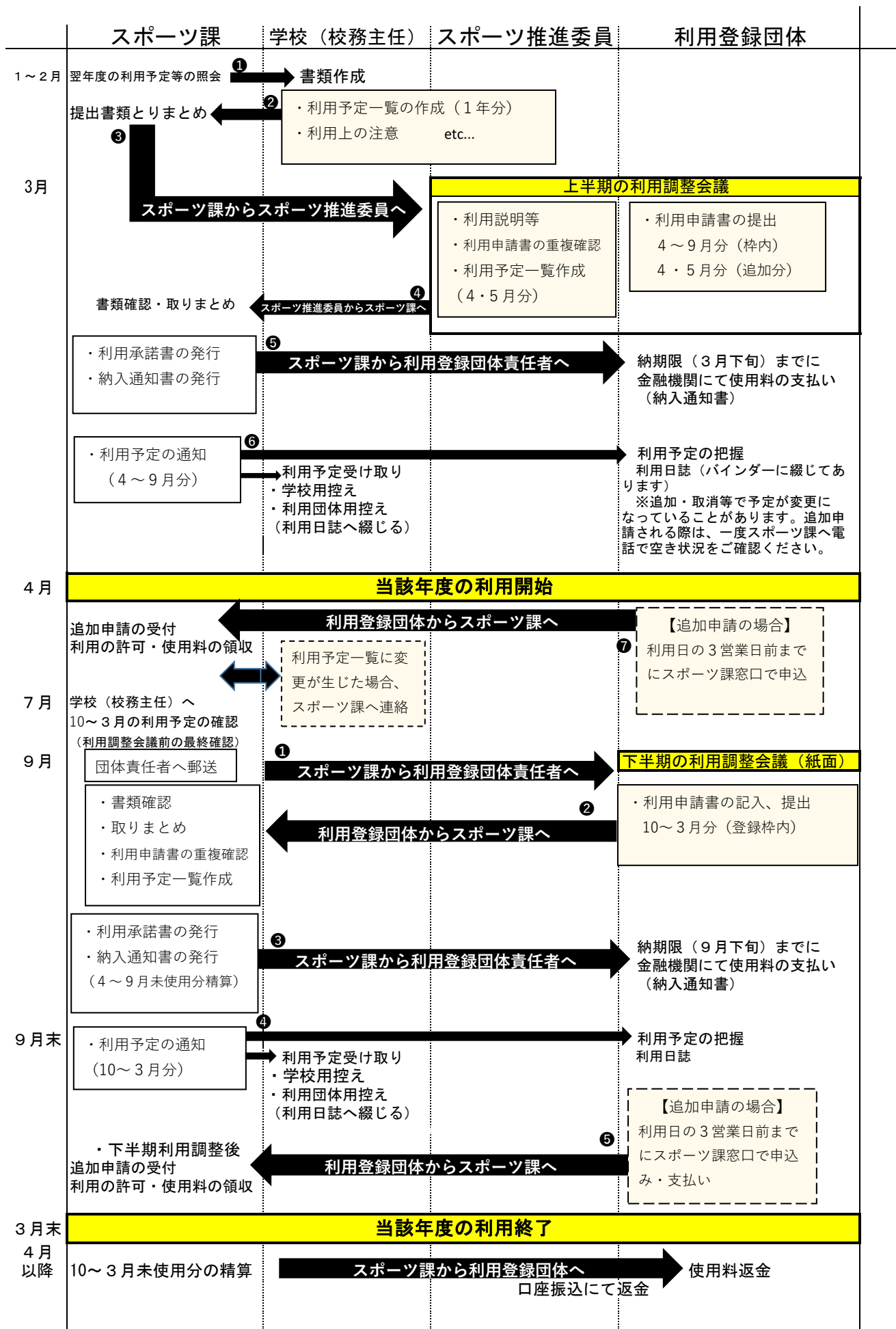
E-mail : sports@city.tokai.lg.jp

※開庁時間：午前9時00分～午後4時00分

※閉庁時は宿直職員へお問合せ内容をお伝えください。



学校体育施設利用の流れ＜体育館・武道場＞



学校体育施設利用登録申込書

(あて先) 東海市教育委員会

新規登録番号

以下のとおり、令和8年度における学校体育施設利用団体として登録を申込みます。

●太線の中を御記入ください。

●※の欄は、該当のものを○で囲んでください。

申込日

令和 年 月 日

団体名												
責任者	氏名					生年月日	昭・平	年	月	日		
	住所	〒				電話番号1	— —					
						電話番号2	— —					
昼間の連絡先		氏名					電話番号	— —				
利用目的及び種目		・スローピッチソフトボール ・ソフトボール(大人) ・少年野球(軟式) ・サッカー ・少年サッカー ・ソフトバレーボール ・レク・インディアカ ・ミニバスケットボール ・剣道 ・その他 ※・ママさんバレーボール ・インディアカ ・バスケットボール ・柔道 () ・6人制バレーボール ・バドミントン ・グラウンド・ゴルフ ・空手 ・9人制バレーボール ・卓球 ・ビーチボールバレー ・ミニテニス										
登録人員		人(裏面名簿のとおり)										
利用希望	第1希望	※ ・体育館 ・武道場 ・運動場 ・運動場夜間照明										
		小・中 学校 曜日 : ~ :										
	第2希望	※ ・体育館 ・武道場 ・運動場 ・運動場夜間照明										
小・中 学校 曜日 : ~ :												
新規団員募集について		※ ・可 ・不可 可に○をした場合、市のHPに団体情報を掲載しますので、別紙を提出してください。										
現在の登録番号						備考						

【施設使用料返金用口座記入欄】

未使用分の使用料につきましては、登録年度末にスポーツ課が返金額を清算し、一括で口座振込にて返金いたしますので、以下に返金先となる口座情報を記載してください。

○ゆうちょ銀行の場合

金融機関コード 9900	記号						番号								
					0	—									
口座名義人(カナ)															

○その他金融機関の場合

金融機関コード					支店コード										
金融機関の名称					銀行 金庫 組合		店								
預金の種別	普通・当座・その他				口座番号										
口座名義人(カナ)															

※内容が同じであれば、お手持ちの名簿を添付していただいても結構です。

団 体 構 成 員 名 簿

No.	氏 名	年齢	住所又は勤務先等（該当に○をつけて下さい。）	昼間の連絡先
責任者			東海市	住・勤・学
1			東海市	住・勤・学
2			東海市	住・勤・学
3			東海市	住・勤・学
4			東海市	住・勤・学
5			東海市	住・勤・学
6			東海市	住・勤・学
7			東海市	住・勤・学
8			東海市	住・勤・学
9			東海市	住・勤・学
10				住・勤・学
11				住・勤・学
12				住・勤・学
13				住・勤・学
14				住・勤・学
15				住・勤・学
16				住・勤・学
17				住・勤・学
18				住・勤・学
19				住・勤・学

《住所又は勤務先等の記載のしかた》

東海市在住の場合は、住所を記載し、住に○をつけ、東海市在勤の場合は、勤務先の住所を記載し勤に○をつけ、東海市在学の場合は、学校名を記載し、学に○をつけてください。

《登録に際する注意事項》

- 責任者は、成人に限ります。
- 東海市在住、在勤、在学者 10 人以上を含む団体のみ申込みできます。
- 利用希望は、第 1 希望・第 2 希望とありますが、**当初の登録許可が下りた学校以外は使用できません。**
- 種目の制限
 - ☆ 小学校の運動場では、中学生以上の軟式野球はできません。
 - ☆ 中学校の運動場では、中学校卒業以上の方の軟式野球はできません。
 - ☆ 小学校の体育館でのバスケットボールはミニバスケットボール用ゴールです（加木屋小学校及び加木屋南小学校を除く）。
 - ☆ 体育館では、中学校卒業以上の方のサッカー（フットサル）できません。

令和 年度 学校体育施設利用登録証

登録番号： 構成員数： 人

団 体 名：

種 目：

責 任 者： TEL

学 校 名： 施設

東海市学校体育施設利用登録団体であることを証明します。
令和 年（ 年） 月 日 東 海 市 教 育 委 員 会

注 意 事 項

- 1 この登録証は利用申請時に必ず提示してください。
- 2 この登録証は利用登録団体責任者が所持し、他の団体に貸与または譲渡しないでください。
- 3 この登録証の記載事項に変更があった場合及び紛失したときは、速やかに教育委員会スポーツ課まで届出をし、再交付の手続きをしてください。
- 4 この登録証の有効期限は、令和 年（ 年）4月1日～令和 年（ 年）3月31日とします。

学 校 体 育 施 設 利 用 申 請 書 ・ 承 諾 書

(あて先) 東海市教育委員会

※太枠の中をご記入ください。＊の欄は該当項目に○をつけてください。

申請日		令和 年 月 日									
＊利用施設		小 ・ 中 学 校 体 育 館 ・ 武 道 場 ・ 運 動 場 ・ 夜 間 照 明				半 面 ・ 全 面					
申 請 者	団体名					登録番号					
	氏 名					連絡先					
利用日			時間		運動場夜間照明利用時間		人数	使用料	備考		
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
月	日	()	:	～	:	:	～	:	人	円	
合計金額								円			

使用料 体育館：半面120円／時 武道場：100円／時

空調：半面330円／時（6月～9月のみ）

運動場夜間照明：最初の1時間2,290円、以後30分までごとに1,140円

教育 委員 会 理 欄	確認		
	紙面入力	データ入力	FAX送付
	／	／	／

受付印・領収印

東海市立学校体育施設のスポーツ開放に関する規則第6条

学 校 体 育 施 設 利 用 取 消 申 請 書

(あて先) 東海市教育委員会 ※太枠の中をご記入ください。*の欄は該当項目に○をつけてください。

申請日		令和 年 月 日					
* 利用施設		小 ・ 中 学 校 体 育 館 ・ 武 道 場 ・ 運 動 場 ・ 夜 間 照 明 半 面 ・ 全 面					
申 請 者	団体名				登録番号		
	氏 名				連絡先		
取消日		時間		運動場夜間照明利用時間	人数	返金額	取消理由
月	日 ()	:	~	:	人	円	
月	日 ()	:	~	:	人	円	
月	日 ()	:	~	:	人	円	
月	日 ()	:	~	:	人	円	
月	日 ()	:	~	:	人	円	
使用料 体育館：半面120円／時 武道場：100円／時					返金合計金額		円
空調：半面330円／時(6月～9月)							
運動場夜間照明：最初の1時間2,290円、以後30分までごとに1,140円							

教 育 委 員 会	確認				
	紙面入力	データ入力	取消台帳入力	FAX送付	メルマガ

取消期限：利用日の3営業日前まで
FAX：052-604-9290
e-mail:sports@city.tokai.lg.jp
※電話での受付不可

受付印

学 校 体 育 施 設 利 用 変 更 申 請 書

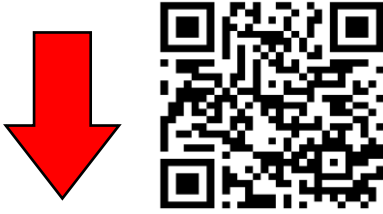
(あて先) 東海市教育委員会 ※太枠の中をご記入ください。* の欄は該当項目に○をつけてください。

申請日		令和 年 月 日				
* 利用施設		小 ・ 中 学 校 体 育 館 ・ 武 道 場 ・ 運 動 場 ・ 夜 間 照 明				半 面 ・ 全 面
申 請 者	団体名			登録番号		
	氏 名			連絡先		
※追加料金が発生する場合はスポーツ課窓口までお越しください。						
	日にち			時間	運動場夜間照明利用時間	変更理由
変更前	月	日	()	: ~ :	: ~ :	
変更後	月	日	()	: ~ :	: ~ :	
変更前	月	日	()	: ~ :	: ~ :	
変更後	月	日	()	: ~ :	: ~ :	
変更前	月	日	()	: ~ :	: ~ :	
変更後	月	日	()	: ~ :	: ~ :	

教 育 委 員 会	確認				変更期限：利用日の3営業日前まで FAX：052-604-9290 e-mail:sports@city.tokai.lg.jp ※電話での受付不可	受付印
	紙面記入	一覧データ 入力	取消台帳 データ入力	FAX送付		
	／	／	／	／		

学校体育施設利用日誌 入力の流れ

① QRコード読み込む（各学校にQRコードを貼ります）



② 必要事項を入力

入力フォーム

① 入力

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 学校名を選択してください。 **必須**

Q2. 登録番号を教えてください。 **必須**

1000

Q3. 入力者のお名前を教えてください。 **必須**

細井 平洲

Q4. 使用日を選択してください。 **必須**

Q5. 利用開始および終了時間を教えてください。 **必須**

利用開始時間を教えてください。 **必須**

利用終了時間を教えてください。 **必須**

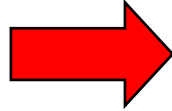
Q6. 1.使用器具の片づけは、済みましたか。
2.ごみの処理は済みましたか。
3.モップ掛けやグラウンドの整備は済みましたか。
4.窓や扉は施錠しましたか。
5.照明は消しましたか。
6.忘れ物はありませんか。
7.施設やその利用において、異常はありませんでしたか。
8.利用時間を守れましたか。 **必須**

☐ 上記について確認した場合はチェックをしてください。

Q7. スポーツ課へ連絡したいこと等、記入してください。

電気がつかなかった 等

→ 確認画面へ進む



③ 確認画面 （入力事項に誤りがないか確認してください）

入力フォーム

① 入力 ② 確認

入力内容確認

Q1. 学校名を選択してください。

緑陽小学校

Q2. 登録番号を教えてください。

2626

Q3. 入力者のお名前を教えてください。

細井 平洲

Q4. 使用日を選択してください。

2024年2月15日

Q5. 利用開始および終了時間を教えてください。

利用開始時間を教えてください。 19:00

利用終了時間を教えてください。 21:00

Q6. 1.使用器具の片づけは、済みましたか。
2.ごみの処理は済みましたか。
3.モップ掛けやグラウンドの整備は済みましたか。
4.窓や扉は施錠しましたか。
5.照明は消しましたか。
6.忘れ物はありませんか。
7.施設やその利用において、異常はありませんでしたか。
8.利用時間を守れましたか。

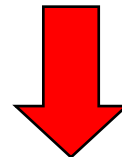
上記について確認した場合はチェックをしてください。

Q7. スポーツ課へ連絡したいこと等、記入してください。

電球が切れていた

← 1つ前の画面に戻り → 送信

入力内容に間違い
があれば押す



④ 送信完了画面（画面を閉じて大丈夫です）

入力フォーム

① 入力 ② 確認

送信完了

ご入力ありがとうございました。

< 受付番号: MO00000154 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

施設設備破損届

(あて先) 東海市教育委員会

		年 月 日	
		団 体 名	
		責 任 者	氏 名
			住 所
			電 話
下記のとおり相違ありません。 損害については速やかに賠償します。		— —	
施 設 名	小 ・ 中 学 校 体 育 館 ・ 武 道 場		
設 備			
破 損 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
破 損 に 至 っ た 経 過 、 状 況 等			
措 置 状 況			
備 考			

利用者事故発生状況報告書

(あて先) 東海市教育委員会

		年	月	日
団 体 名				
責 任 者	氏 名			
	住 所			
	電 話	—	—	

下記のとおり報告します。

負 傷 者 氏 名	
負 傷 者 住 所	
負傷者連絡先	— —
事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生時の 状況及び処置	
備 考	